

本部長指示事項

- 1 市民利用施設及び市主催・共催イベントについては、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じることとして、開館・開催する。
- 2 各局区は、市民の皆様に基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染リスクが高まる場面には十分に注意していただくよう周知すること。
- 3 市内経済への影響を考慮し、必要となる経済対策を実施すること。
- 4 12歳以上17歳以下の方への新型コロナワクチンの3回目接種に向けた準備を行うこと。
- 5 保健所では、引き続き効果的・効率的な業務を進めるとともに、全庁をあげて取組を支援すること。